

政策資料

No.308 《復刊203号》
1992年5月1日

卷頭言 元 信 堯 1

資料

〈シャドーキャビネット関係〉

- 都市計画法案等の政府改正案について 2
- 「子ども権利条約」批准の閣議決定について 4
- 鉄骨リサイクル推進の協力要請について 5
- 南アフリカ共和国の国民投票結果について（談話） 5
- 1992年度政府予算案の衆議院通過に当たって（談話） 6
- 1992年度政府予算案の成立に当たって（談話） 6
- 参議院法務委員会における瀬谷発言について 7

- カンボジア和平・復興援助について
(談話 委員長 長野) 8
- 自民党の議席独占を阻止しよう
(アピール 中執委 群馬) 10
- 談話（委員長 群馬） 11
- 離島振興法の改正にあたって
(申し入れ) 13
- 1992年度畜産物価格ならびに政策確立
に関する申し入れ 14
- 繭糸価決定に関する申し入れ 15
- 青年農業者就農援助法案要綱・提案
理由説明 20
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
に関する法律の一部を改正する法律案
(社会党)の提出について・関連資料 21
- 沖縄の抱える諸問題の早期解決促進に
に関する申し入れ 32

社会党中央本部の中に「コンピュータ委員会」なる組織がある。委員長は党務担当副書記長の小澤克介代議士で、私もその委員の一員である。

この「コンピュータ委員会」が新しい方針を出し、先日の中央執行委員会で承認された。その主な柱は、現在使われているメインフレームへの移行は、「ダウンサイジング」としてすでにコンピュータへ

ユータの世界では定着した流れである。

小型コンピュータの性能の飛躍的改善により、従来の「汎用コンピュータであらゆる業務をこなす」やり方が、「業務にあつたコンピュータを選んで、コンピュータ同士を結ぶ」考え方へ変わりつつあり、これによって、より柔軟なシステムができると期待され

ユータの世界では定着した流れである。

会など様々な機関があたるが、その共通の様式について何等合意がないわけではない。現状では、それ

のやり方によって作成し保管しているのである。(その主要なものはこの政策資料に収藏されて

ある)。

まず、作成する文書はどのワープロで書かれたものであっても、共通の書式に変換し、ワードプロセッサー、パソコンのディスクに登録、保管し、データベース化する。これによって、文書を探し回る手間はなくなる。必要な文書はプリンタで打ち出せば、その都度印刷され直すので、印字品位の低下はない。

データベースを電話回線によつて利用できるようにしておくことにより、地方からでもパソコン、ワープロ通信を利用してデータベースを検索し、必要な情報を引き出すことが可能になる。

いるとはいっても、その発行には時間が必要し、鮮度の要求される情報には適当なメディアとはいえない。従つて地方機関や議員がその情報報を必要とするときは、担当者を探して依頼するほかない。保管の方法は紙に印刷したものである。

情報化時代の社会党

言頭巻



元信

政策審議会副会長

フレーム(汎用コンピュータ)を廃止し、その機能をワークステーション、パソコン等に置き換える、現在のコンピュータ室を情報管理室に再編強化する、の二点である。

より重要なのはコンピュータ室から情報管理室への再編強化である。従来は汎用コンピュータの保守や開発などを担当していたが、これからは党内の情報の管理、流通に責任を負う機関となる。

いるとはいっても、その発行には時間が必要し、鮮度の要求される情報には適当なメディアとはいえない。従つて地方機関や議員がその情報報を必要とするときは、担当者を探して依頼するほかない。保管の方法は紙に印刷したものである。

情報化時代といわれて久しいが、最低この程度の機能を備えていなければ、めまぐるしく移り変わる政治情勢に対応は不可能である。

資

料



〈シャドーキャビネット関係〉

一九九一・三・一三

都市計画法等の政府改正案について

日本社会党シャドーキャビネット

建設委員長 木間 章

(要旨)

一 政府案は、容積率の「適正配分」など一律の規制緩和を実現するもので、地価の抑制などを求めた都計審答申の趣旨にも合致していないのではないか。

二 「必要な地域」に規制を限定する従来の考え方では常に対策が後手に回ることが明らかであり、計画的に開発が許容できる地域を除くすべての地域について開発を規制することのできる制度を確立すべきである。

三 国の関与を限定し基礎自治体の権限を拡大するほか、住民参加や地方議会の関与を図るなど計画決定手続きの民主化を進めるべきである。

四 開発許可制度の許可基準について、自治体の条例で必要な制限を附加できるようすべきである。

五 わが党は、これらの問題についても検討を進め、都市計

画法等の改正については、対案をもって、その制度改革に全力をあげる決意である。

一 本日、政府は「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案」について閣議決定したが、現行都市計画法が制定されてから約二十年を経過しての大改正であると喧伝されていたにもかかわらず、その内容をみると、各地で発生している問題に対処するには不十分であるばかりか、地区整備計画における容積率の「適正配分」などは、個別の優良な建築計画に応じて緩和を行ってきた従来の方式に代えて一律の規制緩和を実現するものであり、地価の抑制などを求めた都計審答申の趣旨にも合致していないのではないか。

中曾根民活路線のもと八十年代後半から行われてきた数々の規制緩和も、住宅の供給に資するとか公共施設や公開空地の整備を行うものに限られていたものであるが、結果はバブルの温床である不動産投棄の引き金となつたことは否定できない。今回の改正は、現に過大な容積率が指定されている現状を無視しての一律の規制緩和であり、いうなれば、規制緩和の総仕上げとも言えるものである。

大都市問題は深刻であり、緊急に取り組みを必要としているにもかかわらず、政府は依然として「土地の有効・高度利用の推進」を図ろうとしているのである。もはや、一極集中に結びつくような開発政策を続けるべきではない。都市の成長は、そこに住む住民の生



活を守る観点から一定の限界があることを考慮すべきである。

二 政府案の問題点は、土地利用規制の基本的な方針が「計画なきところに開発なし」の原則によつていいことである。確かに、政府案でも、用途地域の指定のない地域における地区計画制度の適用や、都市計画区域外における自治体の条例での規制及び容積率の切下げなどが盛り込まれており一応の前進は認められるものの、肝心な新制度の適用区域は「必要と認められる地域」に厳しく限定されたまゝなのである。

近年各地で問題化したりゾート・マンションなどによる環境紛争は、もともとが、建築活動が活発でない「都市計画区域外」などで起きたものである。開発行為等の規制を「必要な地域」に限定する従来の考え方では常に対策が後手に回ることが明らかであるにもかかわらず、政府案はこの点を是正するものとなつていい。

都市計画法を改正するにあたつて求められているものは、すでに問題が起つてから規制を始めるといった従来の発想を逆転して、「計画なきところに開発なし」の原則を徹底させ、計画的開発が許容できる地域を除くすべての地域について開発を規制することができる制度を確立すべきである。

三 また、政府案では、わが党が主張していた都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、地方議会の関与及び地方自治体の権限の拡充については、依然として内容に乏しい。用途規制の詳細化にあたつて、用途地域のメニューをいくら増やしても、基礎自治体である市町村の権限にはなんら変更がない。中央集権的な現行制度では、大都市圏における用途地域の指定は、都道府県知事の権限であり、かつ、国の認可が必要なのである。こうした点を改めなければ、真に地域の実情にあつた住民主体のまちづくりを推進していくには不十分である。

必要なことは、国の関与を真に国の利害に重大な関係があるもの

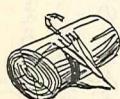
に限定するなど地方への権限委譲を積極的に進め、基礎自治体である市町村の権限を拡大するとともに、住民参加や地方議会の関与を図るなど、計画決定手続きにおける民主化を進めることがある。いふなれば、都市のあり方について地域住民の合意に基づく権威ある「都市計画」を作成することができるかどうかが問われているのである。

四 現在、各自治体では、独自に条例や指導要綱を作成し、それぞれの地域で発生している問題に対応するとともに、個性あるまちづくりに取り組んでいる。こうした地域の自主性、自立性を尊重し、支援するための法制度を確立しなければならない。

開発許可制度の許可基準についても、自治体が、その地域の状況を勘案して、条例で必要な制限を附加できるようにすべきである。

また、地域住民の合意に基づく都市計画は尊重されるべきであり、現在のように、国などが根幹的な都市施設を整備する場合や開発行為を行う場合に、一旦決定された都市計画を無視し、あるいは都市計画抜きで実行することのできる現行制度のあり方をも見直すべきである。

わが党は、これらの問題についても検討を進め、一極集中を防止するとともに、地域の個性を守り育てていくことを目標に、都市計画法等の改正については、対案をもつて、よりよい都市づくりのための制度改革に全力をあげる決意である。



「子どもの権利条約」批准の 閣議決定について

日本社会党シャドーキャビネット

文化教育委員長 嶋崎 議

どもを冒瀆するものである。

しかも条約は、条約及びその精神を子どもたちに伝える広報義務

を規定しており、その広報に際して「児童」の訳語は、現代の子ども社会になじむものではない。法律用語は、その時代の人々の意識や社会の状況に応じて変えるべきであり、わが党は、国会の審議を通して、「Child」の正式な訳語を「子ども」とするよう求めたい。

三 条約の一部を留保することとされ、併せて二カ所にわたって「解釈宣言」を行うこととされたことは、完全批准を求めて運動を進めてきたわが党の立場からは極めて遺憾である。とりわけ留保の理由が、子どもと成人の境界を十八歳とするか二十歳とするかという条約の本質にかかると思われる部分で行われたことに関心を持たざるをえない。十八歳選挙権の実現などの権利の確立と、少年法や児童福祉法に係る保護規定との関係の整備について、わが党も引き続き検討を続けるとともに、政府にも検討を求めて行く。

四 この条約に関する国内法整備に関しては、留保部分が法務委員会の所管に関する部分であるほか、厚生、文教などの委員会にも利害関係を生じる。このため、今後の批准にあたっての国会審議では、外務委員会を中心に、関連する委員会との連合審査が必要ではないかと考えられる。関係部会で取扱いを協議していくよう提案する。

一 しかし、私たちが、また各界各層の人々が、条約の名称は「子どもの権利条約」であるべきだと主張してきたにもかかわらず、国の訳語案が「児童の権利条約」となったことはたいへん遺憾である。政府は、「子ども」という用語は法律になじまないという話もしているが、「子どもの日」という法律用語が立派に存在するし、他方で「児童」という用語は国内法の中で年齢定義がまちまちであるという問題もある。

この条約は新しい子ども観を示したものであり、二十一世紀、二十二世紀を見据えた「子どもの世界憲法」において「児童」という明治以来の言葉を踏襲しようとする政府の感覚は、明日へ向かう子



一九九二・三・一九

鉄屑リサイクル推進の 協力要請について

戦後日本は、敗戦の荒野から立ち上がって経済を発展させ、生活水準を向上させ、高い技術力をもつ国、世界GNP第一位を占める経済大国となつて国際社会に大きな責任をもつ国になりました。

その中で、鉄鋼業界は日本の基幹産業として大きな役割を果たされて参りました。私たちは、日本鉄鋼連盟のご活動に深く敬意を表すものです。

現在、鉄鋼業界に対して、高度な技術を引き続き開発するとともに、我が国の鉄鋼業の優れた省エネルギー技術、公害対策技術によつて地球的規模での環境問題への対応もますます期待が高まっています。

また、昨年、リサイクル法が施行されましたように、省資源・省エネルギーの観点から、リサイクル構造の形成が重要な問題となっており、特に、鉄屑のリサイクル推進は緊急の課題となつております。

以上の点を踏まえ、以下、貴連盟にたいして協力の要請をいたします。

一九九二・三・一九

日本鉄鋼連盟会長
齊藤 裕 様

日本社会党シャドーキャビネット
経済委員長 岡田 利春
福祉・労働委員長 川俣 健二郎
自治委員長 五十嵐 広三

ます。

一九九二年三月十九日

南アフリカ共和国の 国民投票結果について（談話）

日本社会党シャドーキャビネット
外交委員長 久保田 真苗

一 昨年施行されたリサイクル法においても、事業者の責務について述べられています。貴連盟傘下事業主にたいして鉄屑のリサイクル推進のための一段のご努力を指示していただくこと。

二 特に、高炉メーカー、電炉メーカーに対し、鉄屑のリサイクル推進のための協力を得られるようご努力いただくこと。

三 貴連盟が、国や関係事業団体、自治体、市民団体と連携・協議され、鉄屑のリサイクル推進のためにご協力下さることを要請いたし

ます。

三月十七日に行われたデクラール大統領の改革に対する南ア共和国での国民投票の結果は、白人のみの投票ではあったが、ほぼ七割という予想を上回る賛成によって支持された。アパルトヘイト撤廃に向かって、改革が加速されることの期待を込め、今回の結果を歓迎したい。

前途の困難は大きい。特に核心は黒人の平等な政治制度の改革であり、全分野にわたる黒人の質的地位向上には、長年の努力が必要であ

今後は民主南ア会議を中心に黒人の正当な参加による改憲、民主的議会制度の確立が速やかに実現することを強く希望し、南ア国民の奮闘を望みたい。

アパルトヘイト撤廃に長年かかってきた国際社会は、今後さらに改革を見守り、その過程に深くかかわっていくべきである。

日本政府には人種間の政治的平等が実現されるまで、後戻りを許さない毅然とした姿勢を望むものである。

一九九一・三・一三

一九九二年度政府予算案の衆議院通過に当たつて（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川勝

一、本日、一九九二年度政府予算案が、自民党的賛成多数によって衆議院において可決された。今回、党独自の予算組替え要求を公にして、

さらに八八年度以来途絶えていた野党共同の予算修正要求をとりまとめて自民党に提示できたことは、極めて意義深いことであった。

しかるに政府・自民党は、相変わらず「生活軽視・軍備優遇・産業優先」を基本とした予算案を継続し、予算修正共同要求に応えた修正も行わず、原案のまま衆議院を通過させたことは誠に遺憾である。

一、山積する政策課題に取り組む前提として、政治への国民の信頼は欠かすことができない。しかし、リクルート事件や共和・佐川疑惑などで政治への信頼が地に墜ちているのが現状である。政治への信頼回復は急務であり、そのため疑惑の徹底究明、宮沢総理をはじめ

とした政治責任の明確化は不可欠である。衆議院予算委員会で関係者の証人喚問は実現できたが、疑惑は残されており、今後ともその解明に積極的に取り組む考えである。

一、予算編成段階から、内外情勢の激変を踏まえ、「平和と公正」予算をめざすよう政府・自民党に要求し、予算案に対して、軍縮・平和の推進、生活重視の観点から党独自の予算組替え要求を公にして、さらに野党共同の予算修正要求をまとめ自民党に提示した。予算案の修正にはいたなかつたが、中期防衛力整備計画の見直し、今後の防衛費の削減、パート問題に関する協議の場の設置、補正予算等による社会保障の充実等について、自民党から前向きの回答を得たことは大きな成果である。

一九九一・四・九

一九九二年度政府予算案の成立に当たつて（談話）

日本社会党参議院国対委員長

浜本万三

一、本日、一九九二年度政府予算案は、参議院で否決され、両院協議会においても合意に至らず、予算に関する衆議院議決の優位によつて成立した。相変わらず「生活軽視・軍備優遇・産業優先」を基本

とした政府予算案が参議院で否決されたのは当然としても、「平和と公正」の予算が実現されなかつたことは誠に遺憾である。

一、冷戦後の激しく流動化する内外情勢下にあって、山積する政策課題に取り組む前提として、政治への国民の信頼は欠かすことができない。地に落ちた政治への信頼を回復するためには、疑惑の徹底究明、宮沢総理をはじめとした政治責任の明確化は不可欠であり、衆参両院で約束された関係者の証人・参考人としての招致等を早急に実現すべきである。

一、わが党は、今後とも国会での法案審議等を通じ、軍縮・平和の推進、生活重視の施策の推進に努めるとともに、自衛隊の海外派兵を目論むPKO協力法案の廃案や共和・佐川疑惑等の全容解明のための関係者の証人喚問等の実現、政治腐敗防止制度の確立を中心とした政治改革の実現に全力で取り組む。

二、我が国における精神障害者への差別と偏見の実態は、すでに国連人権委員会でも問題にされ、この間、社会党は精神保健の向上のため関係者とともにとりくみを強めてきた。しかし、一部の精神病院では、いまなお閉鎖病棟や隔離・保護室の安易で過剰な使用が行われるなど、改善は大きく立ち遅れている。これを是正するために、精神保健法改正案の立案をはじめ、当事者から被害の実態を聴き、関係当局とともに改善方策を検討するための「人権公聴会」の設置を準備するなど、差別をなくし人権を守るために、これまで以上に真剣に取り組むことを誓う。

三、なお、精神障害者の犯罪発生率（警視庁統計による検挙者の割合）は、それ以外の者よりもきわめて低い（九十年度で一般〇・二三七%、精神障害者〇・〇二五%）。それにもかかわらず、「病者はこわい」といった偏見がなくならないのは、国際障害者年いらいの「参加と平等」がなかなか前進を見ないことに原因がある。九二年は国連・障害者の十年の最終年に当っている。この間の国及び自治体のとりくみを点検し、関係施策の全面的な見直しを図るなど、この国会における参議院での論戦準備に力を入れる所存である。

参議院法務委員会における

瀬谷発言について

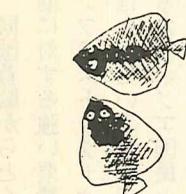
日本社会党参議院国対委員長

浜 本 万 三

一九九二・三・一三

一、三月十二日の参議院法務委員会におけるわが党の瀬谷英行議員の発言（該当力所は別紙参照）は、精神障害者に対する隔離・差別につながる恐れがあり、きわめて遺憾である。このため、本人同意の上で、該当部分を取り消すこととし、一三日、議事録から削除するための手続きをとった。

わが党は、福祉と人権の前進を願う障害者をはじめ国民の皆さんに心からお詫びし、再びこのようなことが起こらないよう、全党に対し、党の考え方や政策を周知徹底する。



一九九二・三・一四（於 長野）

カンボジア和平・復興援助

について（談話）

日本社会党中央執行委員長

田 辺 誠

社会党代表团がカンボジアを訪問した際も、同国首脳からとくに農業、交通、エネルギーといった基盤的な復興援助に対する強い要請を受け、また代表团自身も壊滅状態にある経済、インフラストラクチャー（社会基盤）、国民生活を自力で再建することはとうてい不可能である事實を確認した。カンボジア民生援助に対するカンボジア国民と国際社会の期待に応えることなしに、日本は国際貢献国家を自称することはできない。

わが党は、去る一月十四日から十六日まで、田辺委員長を団長とする代表团をカンボジアに派遣し、首都・プノンペンでシアヌーク・カンボジア最高国民評議会（SNC）議長をはじめ、フン・セン首相らカンボジア首脳と会談するとともに、現地の実情を視察し、代表团の帰国後は、現地の調査の結果に基づきカンボジア和平・復興について国会での代表質問、渡辺外相との会談などを通じて政府に具体的提言を行ってきたところである。また、石川日商会頭との会談では、民間レベルでのカンボジア復興への協力を要請した。しかし、その後、国連のガリ事務総長がUN TAC（国連カンボジア暫定行政機構）の計画案を安全保障理事会に提出するなど、カンボジアPKOの本格的始動に向けた新しい動きが出てきていることから、ここにカンボジア和平・復興援助に関する日本のすべき課題を整理するとともに、あわせてその実現に向け、わが党は日本政府とともに努力することを表明する。

昨年十月二十三日のパリ和平協定調印以来、カンボジア国内は平和への期待に満ち溢れているが、その一方で十三年間にわたる戦火と暴政の結果、経済、産業が荒廃し、生活、生存への不安が人々の心を支配している。不安定な経済と国民生活は不信と疑念の温床であり、それが放置されるかぎりカンボジア和平の未来は危うい。カンボジアの平和と安定の礎は、同国の経済復興と社会整備そのものにある。先に、

日本政府が九十年の「東京会議」以来、カンボジア和平に向けて政治的努力を積み重ね、また政府開発援助（ODA）再開、各種調査団の派遣、緊急援助の実施など、経済支援策を講じてきたことは率直に評価できる。しかし同時に、今後これらの施策がカンボジア国民の要求に合致したものとなるよう、援助規模の大幅な拡大はもちろん、NGOの一層の協力を仰ぐなど機動的かつきめこまかい運用が必要である。

こうした日本国民の総意に基づいた、そしてカンボジア国民の眞ニーズに応える復興援助策を検討・実施していくために、わが党は政府に対して、与野党、関係団体による協議を行うことを求める。

一、国連カンボジア暫定行政機構 (UN TAC)にかかる施策

(一) 政府は、このほどUN TACに対しても、国連分担金比率(一二・四五%)に応じた初動資金の供与を決めたが、今後UN TACの活動の本格化に伴い、いっそうの資金需要が生まれることが予想されることから、カンボジア支援については国連分担金比率にこだわることなく、さらに大規模な援助を行うことのできる体制を早急に整えるべきである。

(二) 日本は、資金面での支援とともに、人材面での貢献も求められ

ている。三月中旬から本格始動する予定の UNTAC は最大時二万人を超えると見込まれており、とくに文民レベルでの要員派遣に日本は最大限の協力を行うべきである。中でも選挙監視への要員派遣についてはこれまでの経験を生かしながら、十分な人員を派遣できるよう地方自治体を含めた関係機関と協議するとともに、必要な体制を整備すべきである。また、行政、人権、難民帰還、警察の各分野についても積極的な人的貢献を行うべきである。

(三) 軍事部門への要員派遣については、地雷除去に関連して日本の参加を求める声もあるが、平和憲法をもつ国家として、またアジア侵略の経験をもつ国として自衛隊もしくは自衛隊員は行うべきではない。現実的な問題として、地雷除去は雨期の始まる六月までに終えなければならず、日本がこれに参加することは物理的にも不可能な段階にある。「自衛隊なくばPKOにあらず」といった論法は不合理であり、いたずらにカンボジア復興援助を遅らせるものでしかない。

二、二国間援助にかかる施策

(一) 長年の内戦の結果、カンボジアは社会の基礎的インフラストラクチャーが破壊され、劣悪な衛生状態が慢性化しており、このため乳幼児の死亡率がきわめて高い。日本は、こうした猶予を許さない緊急課題について、人道的見地から機動的、積極的に対応していくなければならない。とくに、基礎的食料の確保、保険医療分野での協力、基礎的インフラの整備などの分野でこれまで以上の支援策を構じるべきである。

(二) 安定した経済復興のためには道路、鉄道、橋梁など交通基盤の整備が不可欠である。日本は、この分野で、とくに首都プノンペンと地方都市を結ぶ接点となっているチュルイ・チヨンヴァー橋（通称・日本橋）の修復を含めて、計画的な支援を実施すべきである。

(三) カンボジアの復興と開発のためには、中長期的課題として、灌漑、治水も含めた農業技術、道路、橋梁、鉄道などの交通・産業流通、電気、ガス、水道などの生活・産業基盤、医療・衛生、教育、警察などの社会的整備、植林事業、技術指導者の養成——などの分野で総合的に継続的な支援が求められる。

(四) 文化的遺産の保護、修復は、カンボジア国民が民族的アイデンティティを再確認し、国家建設に自信を取り戻すうえで、重要な課題である。したがって、政府はアンコールワットをはじめカンボジアの文化的遺産の修復、保護、保存のために必要な協力を行うべきである。(五)すでに政府は、カンボジア援助に関連して、日本国際ボランティア・センターなど関係NGO（非政府組織）に対して事業援助金を供与しているが、今後カンボジア復興援助においてNGOの役割がさらに重視されることから、政府はより大規模な、また効率的な資金援助をNGOに対して行うべきである。このためにも、ODA（政府開発援助）を途上国の一環に合致できるように国際開発協力基本法（仮称）を制定すべきである。

(六) 政府が開催準備を進めている「カンボジア復興に関する国際会議」は、今後のカンボジアの和平と安定にとってきわめて重要な意味をもっており、必ず成功させなければならない。そのためにも、政府はカンボジアへの復興資金援助、人的貢献の面で国際社会をリードしていく姿勢を世界に示すべきである。

三、国際機関を通じた援助にかかる施策

(一) 政府はこれまで、国連高等難民弁務官事務所(UNHCR)が行ってきたカンボジア難民の本国帰還促進計画に対しても資金援助を行ってきたが、今後UNTACの活動の本格化に伴い、いつそうの資金需要が発生することは必至であり、いま以上の資金拠出をはかるべ

きである。

(二) 政府は、国連国境救済活動(UNBRO)、赤十字国際委員会(ICRC)、世界食料計画(WFP)などが関与しているカンボジア国境避難民に対する人道援助を引き続き行うとともに、和平の進展と並行して、カンボジア国内におけるユニセフなど国際機関による援助活動に対しても支援策を強化すべきである。

四、東南アジア地域における

平和的環境の創造のための施策

(一) カンボジア最高国民評議会(SNC)は、これまでシアヌーク議長のリーダーシップの下で着実な成果をおさめてきたが、今後ともSNCが引き続き国民和解の困難な事業を遂行できるように、日本政府は最大限の支援を行うべきである。なかでも、過去の人権弾圧がカンボジアにおいて再現しないよう、政府はSNCとはもちろん、関係諸国との協力を強めるべきである。

(二) 現在、ベトナムにおいても改革が進みつつあるが、こうした方向がさらに定着するように、政府はベトナムの民主化、経済改革の進展を見極めながら、各種の支援策を実施していくべきである。

(三) 米ソ冷戦の終結、カンボジア和平の成立などにより、東南アジアにおいて、とくに東南アジア諸国連合(ASEAN)が中心となって地域的平和保障システムを強化する動きが強まっており、日本政府は、そうした域内の自主的な努力を促進する立場から、関係各国と協力を強化していくべきである。

一九九二・三・一四

自民党の議席独占を阻止しよう

群馬県民へのアピール

日本社会党中央執行委員会

群馬県民の皆さん。全国民注視のもとで行われている群馬二区補選も、いよいよ終盤戦に入りました。日本社会党公認の「すなが敏江候補」は、自民党の二人の候補者と文字通りの激戦を展開しています。この選挙は、社会党の故須永徹衆議院議員の逝去に伴うものであり、わが党にとって何としても勝利しなければならない選挙です。

すなが候補は「きれいな政治」の実現をめざして、選挙戦を闘い抜いています。女性の清潔で新鮮な感覚がいまほど政治に必要な時はありません。この群馬からも、国会の一議席にぜひ女性をおくりだし、女性の政治参加をいつそうすすめていただきますよう強く訴えます。
群馬の皆さん。激動する内外の情勢の中で、日本には国際貢献や戦後補償問題、貿易摩擦問題、コメの自由化阻止、農業・農村の再建など解決しなければならない諸課題が山積しています。しかし相次ぐ政治腐敗事件によって、国民の政治に対する信頼は大きく揺らいでいます。わが党は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合は、みずから真摯な態度をもってその疑惑を解明し、政治的・道義的責任を明らかにするとの立場から、関係議員に対し、厳しい処置で臨んできたところであります。ここに改めてお詫びいたします。

いま日本の政治に何よりも求められているのは、政治腐敗を追放し、政治の浄化をすすめ、国民の政治に対する信頼を一日も早くとりどりもど

すことです。

わが党は、国民の政治に対する信頼回復にむけ、今国会で、政治腐敗を防止するための立法実現に全力で取り組みます。

そのため、政治倫理委員会の設置を含む政治倫理法の制定、企業献金の禁止、政治資金規正法の改正、連座制の導入、公職選挙法の改正、汚職事件にかかる議員の立候補制限のための関係法改正等を図ります。わが党は近く開かれる政治改革協議会でも、今後「党首会談」の開催を要求して、政府自民党に銳く迫ります。自民党が誠意を示さない時は、野党統一案を作成して、その実現をめざします。

群馬県民の皆さん。本日、わが党はここ太田市で中央執行委員会を開き、群馬二区補選必勝の決意を新たにしました。

この選挙で自民党的議席独占を許せば、政治改革への歩みが大きく後退し、金権腐敗、不公平、不公正な政治が一層強まることになります。政治改革を大きく前進させるために、県民の皆さんのが良識ある一票を「すなが候補」へ結集して下さいよう、重ねて訴えます。

一九九一年三月二十四日



一九九一年三月二十四日（群馬・太田市）

談話

日本社会党中央執行委員長

田辺 誠

一、党は第五十七回臨時大会で決定した「党改革のための基本方向」において「政権を担う二大政治勢力の緊張した対抗関係のもとで、政権交代可能な政治システムを創りだす」という方針を打ちだした。この間、この政権戦略に基づき、社・公・民・社民連・連合参議院の協力再構築に全力を傾けるとともに、野党勢力の伸長をはかるため選挙協力を進め、奈良・宮城では「連合型候補」が勝利した。来年度予算の野党統一修正要求に見られる通り、野党協力、選挙協力は前進しつつあり、この流れをさらに促進させることがわが党的任務である。他方、連合ユニオンも政策立案に着手するなど新しい動きをみせていくが、党はこの動きを見守りたい。

一、私は二月十六日、民放テレビの野党党首討論会で「少数でもどうあえず政権をー」と述べた。これは自民党的「構造的腐敗」のものとで、宮沢政権も金属疲労を起し、山積した内外の政策課題に対する解決能力を失っているとの判断からだ。もはやこの異常な事態は、これ以上の自民党内の政権たらいまわしによって救うことはできない。野党勢力は従来の殻から一步前に出て、政権の受け皿を用意する決意が求められている。その際、政治的打算から自民党と手を組み、危機に立つ自民党を野党が手助けするようなことがあってはならない。

一、党は今日の新しい動きに適切、敏速に対応し、社会民主主義勢力

の総結集を基本にリベラルな立場に立つ政治勢力、個人、各界各層などを加えた二大政治勢力の創出に努めなければならない。このため委員長直属の「政権交代準備委員会」（仮称）を早急に発足させ、新しい内外の情勢をしっかりと踏まえた政権構想に着手したい。

この際、シャドーキャビネットの協力と、これららの党機関を通して、「党改革の基本方向」に基づいて、新しい内外情勢に即応した政策を打ち出すことを検討するとともに、総選挙から総選挙までを任期とした連立・連合政権の実現に向け、政治腐敗防止のための法整備をはじめ、税制、農業、土地、福祉等の当面する緊急の政治課題についての野党の合意を得られるような政策づくりを急ぐ。

《二十四日、太田での委員長談話の補足》

宮沢内閣の景気対策について

経済企画庁が十九日に発表したGNPのマイナス成長という数字は、各方面に強いショックを与えていた。昨年の十月から十一月のものだが、これによって三・七%成長という政府の九一年度成長見通しの達成は、絶望的となつたというのが常識的判断だ。宮沢首相はこの発表に対し、「だいたい予想通りだ」と呑気なコメントをし、「まだ今年一月から三月の数字を見ないとわからない」などとおっしゃっているが、私は由々しき事態だと思う。

首相は一昨日の当地での会見でも、景気の先行きについて未だに楽観的見通しを述べているが、選挙向けに好い加減なことをいつてもらつては困る。経済の専門家を自認するがゆえに、「上手の手から水がもれる」のではないかと、私は危惧している。

九一年度の達成見通しはともかくとしても、九二年度の三・五%成長というのは、一月のブッシュ大統領来日に際しても、また今国会冒

頭でも、内外の懸念に対し政府が公約した数字となつていることを、重大に受け止めてもらいたい。政府は今の今まで「景気は、拡大基調の中での減速局面」と言いはりづけてきた。いま、巷の中小企業主が抱いている心配と苦悩は、そんななまやさしいものではないと私は感じている。在庫調整は予想以上に長引き、景気回復は今年後半以降にすれば込むなどということを、いまころ日銀や経済企画庁が認めているような鈍感さでは、政府の経済運営に不信が募るのは無理もない。政府はこの二七日にやっと緊急経済対策を決めようとしているが、時期も遅すぎるし、内容も不十分。この期に及んで、三・五%成長という目標を本当に達成しようという覚悟があるのか、政府はその姿勢を疑われている。

公共事業の積み増し、前倒し、そして金融政策の発動に加え、最低數千億円規模の緊急減税など、あらゆる手段を真剣に検討すべきだ。「過ちを改むるに憚ることなれ」だ。われわれは国民経済のために、すぐにも話し合いに応ずる用意がある。



離島振興法の改正にあたって

(申し入れ)

※※※※※※※※※
離島振興法を改正するに当たり、以下の事項につき適切な予算措置が講じられるよう、次のとおり申し入れる。

一、離島内における公共交通の整備・充実を図るため、離島について、現在生活路線について行われている過疎バス制度の補助を高上げした(三分の二程度)「離島バス」制度を導入する。なおその前提として、島内の道路網の整備を図る。

二、離島の多くは、島内に高校がないことから島の高校生の多くは本土へ通わざるえない。義務教育段階においては、スクールボート制度や高地僻地修学旅行費、遠距離通学費、寄宿舎等について、一定の補助が行われているにもかかわらず、高等学校については、これららの措置は全くとられていない。しかし今や高校進学率は九割を超えており、義務教育に準じた形での施策が求められていることから、通学に対する補助、あるいは寄宿舎・下宿等を利用する学生への補助を高校生にまで拡充する。

三、離島経済に果たす観光業の重要性に鑑み、振興法において観光振興対策を明確に位置づけるとともに、「村おこし」あるいは「島おこし」のための自治体または第三セクターの行う観光事業に対し、国庫補助率を二分の一にするほか、地方債の発行条件の緩和・元利償還の支援措置を講じる。

四、離島における医療体制の整備・充実は深刻な問題であり、島民の

みならず、島への観光客にとつても、緊急時の医療体制整備は重要であることから、離島を抱える各都道府県に最低一機ずつヘリコプターを配備するための補助を行うほか、主な離島にヘリポートを整備するための特別補助を検討する。また、離島地域に所在する公的病院の建設・改造費を補助対象とともに、運営費補助制度を拡充する。

五、離島の魚や農産物が、ひとたび本土の市場に送られそこからまた島へ送られることにより、流通費がかさみ、価格の上昇につながっているなど、離島住民はその特殊事情から、生活・産業面において本土内の流通に比べ二重の経済負担を強いられている。そこで流通体制の整備による高物価対策として、島外より移入する生活必需物資並びに島内特産物の島外市場への移出物資の輸送費について、補助制度を講じるほか、島内の市場の整備等を図る。また産直朝市を支援する措置を講じる。

六、架橋されても橋の通行には高料金がかかり、また代償として航路が廃止されてしまうことが多々あるため、生活弱者・交通弱者を救済する観点から、橋がかけられた場合の指定解除の弾力的運用を検討するとともに、島民の通行割引や航路の維持などについて、特別の補助制度を設ける。

一九九二年三月十八日

日本社会党

地域振興対策特別委員長

木間 章

自由民主党

離島振興委員長

宮崎茂一殿

（参考資料）

平成四年二月 日

一九九二・三・一八

自由民主党政務調査会
離島振興委員会

委員長 宮崎茂

一

一九九二年度畜産物価格ならびに
政策確立に関する申し入れ

日本社会党
地域振興対策特別委員会

委員長木間章

離島振興法の改正に

関する申し入れについて

離島振興法の改正に当たっての貴殿よりの申し入れについて、その内容を誠意をもって検討しました。

申し入れ事項は、離島住民の意志を体したものでありその趣旨を尊重し、平成五年度以降の予算編成を通じて拡充・充実するよう努力します。

離島住民の切なる要望である離島振興法の抜本改正案の早期成立に向けて、一層のご協力を願いし、回答とします。

わが国の畜産は、昨年四月からの牛肉の自由化によって、危機的状態に陥っている。牛乳、牛肉等の需要は引き続き伸びているが、自由化後の影響を反映したヌレ子牛、経産牛の暴落は畜産農家に大きな打撃をあたえており、畜産農家の廃業が予想以上に進行している。このまま推移すれば数年で畜産農家が壊滅しかねないという状態である。もし、政府がこうした畜産農家の実情を無視して、ことしも畜産物価格の引き下げをはかれば、畜産農家の経営をますます困難にし、畜産農家の廃業に拍車をかけ、日本の畜産農家に決定的ダメージをあたえることになる。

よって政府は、一九九二年度畜産物政策価格等の決定にあたり、わが国畜産の発展と国民に安全な食糧を供給するため、左記事項を実現するよう強く申し入れる。

記

一、一九九二年度畜産物政策価格について

(一) 加工原料乳保証価格は、農家の所得と再生産を補償するとともに、ヌレ子牛など副産物価格の暴落を正当に評価し、最近の酪農経営の厳しい状況を開拓するため、五円以上の価格引き上げをはること。

また、加工原料乳の限度数量については、酪農家に生産意欲を

もたせることも、乳製品の需要に即して引き上げること。

(一) 牛肉、豚肉の安定価格は、畜産農家の所得と再生産を確保するとともに、少なくとも廃業する農家をこれ以上増加させないためにも、現行価格以上に引き上げること。

(二) 肉用子牛の保証基準価格は農家の再生産が確保される現行水準を維持し、合理化目標価格は輸入牛肉に対抗しうるよう決定すること。また、価格の暴落が続いているので、肉用子牛生産者補給金制度の強化をはかること。

二、畜産・酪農政策の確立について

(一) 酪農の健全な発展のため、脱脂粉乳、バター等の現行輸入規制措置を堅持し、輸入自由化および国内支持政策の削減はおこなわないこと。また、政府が需給計画をたて、需給調整は政府が責任をもっておこなうこと。

(二) 輸入農産物の安全性を確保するため、検査体制を強化すること。とくに、食品添加物や農薬の安全基準が緩和されることのないようすること。

わが国の歴史的・伝統的民族産業である蚕糸業は、生糸価格の相次ぐ暴落で、蚕糸生産者の経営と生産基盤の維持確保がきわめて厳しくなっている。

政府は、繭、生糸等の生産基盤を維持、発展させ、蚕糸生産者が安心して生産に取り組めるよう、一九九二年度の繭糸価格決定にあたっては左記事項の実行を強く要請する。

繭糸価格決定に関する申し入れ

農林水産大臣
田名部 匡 省 殿

日本社会党中央本部
委員長 田辺 誠
農林水産局長 谷本 たかし
畜産対策委員長 辻 一彦
シャドーキャビネット
農業委員長 菅野 久光
村沢 牧

一九九二・三・一八

- (三) 乳肉複合緊急事業、チーズ奨励事業、負債対策事業など酪農、畜産関連対策事業を継続、強化すること。
- (四) 飲用乳価について生産者と乳業会社が対等に交渉できるよう行政指導を強めること。また、牛乳・乳製品、食肉等の国産畜産物の消費拡大をはかること。
- (五) 自給飼料の確保をはかるため、既耕地等の生産基盤を整備・拡充し、粗飼料利用率の向上、良質粗飼料の安定的な供給体制を確立すること。また、配合飼料価格の安定をはかること。

一九九二年三月十八日

一、繭糸価格安定法を維持・強化し、実勢糸価を再生産可能な水準に引き上げ安定させること。

記

一、生糸、織維物の輸入を大幅に削減し、国内産生糸、織維物の需要

拡大をはかること。

一、繭、生糸等の生産基盤を充実・確保するため、助成措置をさらに強化するとともに養蚕振興施策を強化すること。あわせて、製糸工場等の従事者の雇用の安定に努めること。

右、申し入れる。

一九九二年三月十八日

日本社会党中央本部
委員長 田辺 誠

農林水産局長 谷本 たかし

農林水産部会長 辻 一彦

畜産対策委員長 菅野 久光

シャドーキャビネット

農業委員長 村沢 牧

農林水産大臣

田名部 匡省 殿

一 目的

この法律は農業者の著しい減少及び高齢化等により、農業及び農村における地域社会の維持が困難になりつつある現状にかんがみ、現在及び将来の我が国の農業を担う青年農業者を早急に確保するとともに、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となることを助長するため、青年農業者就農援助資金の貸付を行う都道府県に対し政府が必要な助成を行う制度等を確立し、もって農業の振興並びに農村における地域社会の維持及び活性化に資することを目的とすること。
〔第一条関係〕

二 定義

1 この法律において「青年農業」とは、自ら農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営み、若しくは営もうとし、又は農業に従事し、若しくは従事しようとする年齢十五歳以上四十歳未満の者をいい、「青年農業者法人」とは、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人であつて、その議決権の過半数を青年農業者が有するものをいうこと。

2 この法律において「青年農業者就農援助資金」とは、3から9までの資金をいうこと。

3 この法律において「新規就農修学資金」とは、青年農業者が都道府県が行う新規就農のための研修で農林水産大臣の定める基準に適合するもの（以下「新規就農研修」という。）を受けるために必要

一九九二・三・一四

青年農業者就農援助法案要綱

な資金のうち、都道府県が新規就農研修を受けている青年農業者に對して貸し付けるものをいうこと。

4 この法律において「農業設備等資金」とは、青年農業者又は青年農業者法人（以下「青年農業者等」という。）が新規営農するに当たり資本の裝備を確保するために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者等に對して貸し付ける次に掲げるものをいうこと。

(1) 農用地（耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の取得に必要なもの

(2) 農用地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うに必要なもの

(3) 農用地以外の農業の用に供する土地の取得に必要なもの

(4) 農用地以外の農業の用に供する土地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合における当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うに必要なもの

(5) 農舎、畜舎、果樹棚その他の政令で定める農業用施設の取得、造成又は改良に必要なもの

(6) 原動機、耕うん整地用機具その他の政令で定める農機具の取得に必要なもの

(7) 果樹その他の政令で定める永年性植物の植栽又は育成に必要なもの

(8) 水稻その他の政令で定める非永年性植物の植栽または育成に必要なもの

(9) 乳牛その他の政令で定める家畜の購入又は育成に必要なもの

5 この法律において「農業經營規模拡大資金」とは、青年農業者等が農業經營の規模を拡大するため、農用地を取得するのに必要な資

金のうち、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に對して貸し付けるものをいうこと。

6 この法律において「農業經營円滑化資金」とは、青年農業者等が農業經營を円滑に行うために必要な資金のうち、青年農業者等が農業協同組合、銀行その他の政令で定める金融機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を除く。以下「融資期間」という。）から借り入れた資金（農用地及び農用地以外の農業の用に供する土地の取得に要するもの、農舎、畜舎、果樹棚その他の農業用施設の取得、造成又は改良に要するもの、原動機、耕うん整地用機具その他他の農機具の取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの並びに乳牛その他の家畜の購入に要するものに限る。）に係る債務（当該融資機関が国または地方公共団体から利子補給を受けて貸し付けた資金に係るものとし、当該融資機関が返済に必要な資金であって、都道府県が新規営農から二年以上を経過した青年農業者等に對して貸し付けるものをいうこと。）

7 この法律において「營農生活援助資金」とは、青年農業者（農業後継者である青年農業者を除く。）が新規営農後の当面の生活を安定させるために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対し、当該青年農業者が新規営農する際に貸し付けるものをいうこと。

8 この法律において「高度經營技術取得資金」とは、青年農業者が農林水産大臣が定める基準に適合する能率的な農業の技術又は經營方法を取得するためには必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいうこと。

9 この法律において「留学研修資金」とは、青年農業者が能率的な農業の技術又は經營方法を実地に取得するための研修で農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けたために必要な資金のうち、都道府県が当該青年農業者に対して貸し付けるものをいうこと。

〔第二条関係〕

三 政府の助成

政府は都道府県がこの法律の定めるところにより青年農業者就農援助資金の貸付の事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けるものとすること。〔第三条関係〕

四 貸付金の利率、限度額、償還期間等

1 都道府県が一の借主に対してもう三の貸付けに係る資金（以下「貸付金」という。）の種類ごとの利率及び限度額は、次のとおりとすること。

(1) 新規就農修学資金 無利子 日額三千円
(2) 農業設備等資金 無利子 青年農業者 千五百万円（農業後継者である青年農業者にあっては千二百万円）

青年農業者法人 当該青年農

業者法人の組合員又は社員のうち常時従事者である青年農業者（以下「常時従事青年農業者」という。）一

人当たり千五百万円
新規就農修学資金 年3% 青年農業者 千万円
農業経営規模拡大資金 年3% 青年農業者法人 当該青年農業者法人の常時従事青年農業者一人当たり千万円

(3) 農業経営規模拡大資金 年3% 青年農業者法人 当該青年農業者法人の常時従事青年農業者一人当たり五百万円
農業経営円滑化資金 年3% 青年農業者法人 当該青年農業者法人の常時従事青年農業者一人当たり五百万円

(5) 嘗農生活援助資金 年3%（据置期間中は無利子）

二百四十万円

(6) 高度経営技術習得資金 無利子 百五十万円
(7) 留研学修資金 無利子 二百万円

2 その他貸付金の種目ごとの償還期間、据置期間等について定めること。〔第四条・第五条・別表関係〕

五 貸付けを行う場合

都道府県が行う三の貸付けは、貸付金の貸付けを受けようとする者（その者が青年農業者法人である場合には、当該青年農業者法人の常時従事青年農業者）が当該貸付けに係る資金をもつて農業の技術又は経営方法の習得その他近代的な農業経営の基盤を形成することにより近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者として育成される見込みがある場合に限り、行うものとすること。〔第八条関係〕

六 貸付金の償還方法

貸付金の償還は、新規就農修学資金、農業設備等資金、高度経営技術習得資金及び留学研修資金にあっては均等年賦支払いの方法、農業経営規模拡大資金、農業経営円滑化資金及び嘗農生活援助資金にあっては元利金等年賦支払いの方法によるものとすること。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。〔第九条関係〕

七 新規就農修学資金の支払猶予及び償還の債務の免除

都道府県は、三により新規就農修学資金の貸付けを受けた者が、当該貸付けに係る新規就農研修を終了した後、直ちに就農し、かつ、引続き就農しているときは、その就農している期間、当該新規就農修学金に係る償還金の支払を猶予し、その期間が三年に達したときは、当該貸付けを受けた者に対し、当該新規就農修学資金の償還の債務を免除することができる。〔第十二条関係〕

都道府県が、三の貸付けの事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならぬこと。〔第十四条関係〕

九 政府貸付金の額等

1 政府が三により貸し付ける資金（以下「政府貸付金」という。）

の額は、各年度において、都道府県が行う三の貸付けの事業の貸付財源として必要な資金の額に四分の三を乗じて得た額から、前年度までの政府貸付金の額を基礎として農林水産大臣が算定する額を控除して得た額以内の額とすること。

2 政府貸付金は無利子とし、その償還方法は、政令で定めること。

3 政府は、都道府県が七により新規就農修学資金の償還の債務を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の四分の三に相当する額の政府貸付金の償還の債務を免除するものとする」と。〔第十六条関係〕

十 農業研修に対する助成

政府は、予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、青年農業者に対する研修で農林水産大臣の定める基準に適合するものの実施につき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の全部又は一部を補助することができる。ただし、農業改良助長法（昭和二十三年法律第二百六十五号）の規定により協同農業普及事業交付金を交付する研修の実施については、この限りでないこと。〔第十八条関係〕

十一 援助等

1 国及び地方公共団体は、青年農業者が近代的な農業経営を担当するのにふさわしい者となるために必要な助言、指導、農用地又は住宅の借受け又は取得のあっせんその他の援助を行うよう努めるもの

とすること。〔第十九条関係〕

2 国及び地方公共団体は、青年農業者に対し、農業の技術又は経営方法の習得及び向上のために必要な研修を受ける機会を提供するよう努めるものとすること。〔第十九条関係〕

十二 その他

1 施行期日

この法律は、交付の日から施行すること。〔附則第一条関係〕

2 農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）中、農業後継者育成資金関係の条項を削ること。〔附則第二条関係〕

3 農業改良助長法の規定により交付金を交付される協同農業普及事業のうち研修教育事業の対象を「農業後継者たる農村青少年」から「青年農業者」に拡大すること。〔附則第六条関係〕

4 その他所要の規定の整備を行うこと。

一九九一・三・一七

青年農業者就農援助法案

提案理由説明

私は、ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同の提出にかかる青年農業者就農援助法案について、提案者を代表いたしまして、その提案理由および内容の概要をご説明申し上げます。

ご承知の通り、農業のもつ公益的機能は食料の安定供給、地域経済の発展と安定化、国土や環境の保全など多岐にわたっており、農業の維持・発展は国民が豊かな生活を送るうえで不可分の課題であります。

しかしながら今日のわが国農業は、進展する経済の国際化の中で、国外からの農畜産物の輸入圧力を受ける一方、国内的には農家の生産意欲をそぐ減反政策、低迷する農産物価格などによって農業經營はいきづまり、将来展望を見出せないまま、過疎化、高齢化、集落の消滅、農地・山林の荒廃などが進み、他の先進諸国には例を見ない農業・農山村の崩壊が進行しております。とりわけ農業後継者不足は深刻であり、このままでわが国農業はその存立自体が懸念される状況にあります。

農林水産省の調べによると、新規の学卒就農者は一九八〇年は七千人、八五年は四千八百人でありましたが、八九年には二千百人、九〇年には千八百人と、たいへんな勢いで減少しております。このように農家の子弟がわが国農業の将来に絶望し農業・農村から離れていく一方で、全国農業会議所が設置している新規就農ガイドセンターへの相談件数が設置以来一昨年までの四年間に六千件にも上がっていることからもわかるように、農外から新規の農業参入を希望する青年が潜在的に数多く存在するのも事実であります。このような農外からの新規参入希望者や、農業經營を希望する農家の子弟に対して、就農の際の不安材料を少しでも少なくし、そして一人でも多くの青年農業者が定着できる体制を確立することが、わが国農業にとって緊急かつ最重要な課題であることはだれもが認めるところであります。以上が、本法案を提出するにいたった理由であります。

次に本法案の主な内容について、その内容を御説明申し上げます。
第一に、都道府県がこの法律に定めるところにより青年農業者等に対し「青年農業者就農援助資金」の貸し付けの事業を行うときは、政府は、都道府県に対し、その事業に必要な資金の四分の三を限度として、無利子で貸し付けるものとしております。

「青年農業者就農援助資金」とは、次の七種類の資金であります。
まず、「新規就農修学資金」であります。これは、青年農業者が都

道府県が行う新規就農研修を受けるために必要な資金を奨学金として無利子で貸し付けるものであり、その限度額は日額三千円としております。この資金には、新規就農研修終了後引き続いて三年間就農すれば返済免除のみちが開かれております。

次に、現行の農業改良資金助成法の農業後継者育成資金のうち部門経営開始資金を改組拡充し「農業設備等資金」であります。これは、青年農業者等が新規就農するに当たり資本の装備を確保するために必要な資金を無利子で貸し付けるものであり、その限度額は一般の青年農業者は千五百万円、農業後継者である青年農業者は千二百万円としております。

次に、「農業經營規模拡大資金」および「農業經營田地活用資金」であります。これらは、青年農業者等が農業經營の規模を拡大するための農用地を取得するのに必要な資金および一定の融資機関から借り入れた一定の資金の返済資金を、新規就農から一年を経過した青年農業者等に対し、低利で貸し付けるものであり、その限度額は前者は一千円、後者は五百円としております。

さらに、「當農生活援助資金」であります。これは、特定の青年農業者に対し、新規就農後の当面の生活を安定させるために必要な資金を低利で貸し付けるものであり、その限度額は二百四十万円としております。

最後に、現行の農業後継者育成資金と同様に「高度經營技術習得資金」および「留学研修資金」を無利子で貸し付けることとしております。

以上が「青年農業者就農援助資金」の内容でございます。

第二に、青年農業者に対し都道府県等が行う一定の農業研修に対し、政府がその費用の一部を補助することができることとしております。

第三に、国および地方公共団体は、青年農業者が近代的な農業經營の担当者として育成されるよう、必要な助言、農用地・住宅の借り受

け・取得のあせん等の援助を行うとともに、必要な研修を受ける機会を提供するよう努めるものとしております。

以上が、この法律案の提案理由および内容の概要であります。

何とぞ、慎重ご審議の上、速やかにご賛同くださいますようお願い申し上げます。

一九九二・三・二六

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（社会党）の提出について

日本社会党政策審議会 商工部会

○ 社会党は、本日午後、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」を国会（衆議院）に提出する。

○ 法案のポイント

① 法人罰金をすべての両罰規定について現行の一〇〇倍、最高五億円とする。

今回の改正により法人事業者に対する罰金を引き上げる趣旨は、

法人事業者とその役員とでは資力に大きな格差がある（刑事罰研究会報告によれば資本金一億円以上の法人の資力は、同規模以上の法人事業者の役員に対しフローで九二倍、ストックで約一七〇倍とされる）ため、その格差に応じて邦人事業者の罰金刑の上限を引き上げることにより、法人事業者に対する刑罰としての抑止力を高めることにある。しかし個人事業者については、法人事業

者と同様にすべての罪について現行の一〇〇倍に罰金刑を引き上げるには、根拠が必ずしも十分ではない。なお、個人事業者に対する罰金額を引き上げなくても、実態上は特に支障はないものと思われる。

なお、今国会に提出されている証券取引法改正案も法人事業者に対する罰金額の上限を一〇〇倍に引き上げるものとしている。

② 不公正な取引方法のうち、共同ボイコットと再販売価格維持について行為者を三〇〇万円以下（両罰規定により法人は三億円以下）の罰金とする直罰規定を新設する。

共同ボイコットと再販売価格維持は、不公正な取引方法のうちでも競争秩序を侵害する点において特に違法性が強い行為類形である。また両者は、行為類形としても明確である。

③ 現在、大蔵省、通産省など国の行政機関出身者で占められている公正取引委員会委員長・委員の人選要件を厳しくし、委員長と委員一名は国の行政機関出身者（公取委事務局出身を除く）であつてはならないものとする。

○ 国会提出後、政府案・社会党案の双方について本会議で趣旨説明を求める方針。また、両法案が付託される商工委員会では刑事罰研究会メンバーをはじめ、関係各方面の人物を参考人として招き、意見を聴取するのが望ましいと考える。

本件についての問い合わせ先：

政策審議会事務局 仙波 三五八一一五一
内線三八八〇～三八八四

一九九一・三月

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 法人罰金の引上げ等（第九十五条関係）

1 両罰規定に定めるすべての罪について、法人（法人でない団体を含む。）に対する罰金刑の上限の額を現行の百倍に引き上げるものとすること。

2 第九十四条の二（第四号の物件提出命令違反の罪を両罰規定の対象に加えるものとすること）。

第二 不公正な取引方法に係る罰則の新設（第九十一条の二、第九十一条の三及び第九十五条関係）

1 共同の取引拒絶又は再販売価格の拘束をした者等は、三百五百万円以下の罰金に処すること。

2 共同の取引拒絶又は再販売価格の拘束に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をしたものは、二百五十万円以下の罰金に処すること。

3 1及び2の罪を両罰規定の対象に加えるものとすること。

第三 指定商品に係る再販売価格維持制度の廃止（第二十四条の二（関係））

再販売価格維持制度は、特定の著作物に係るものと除き、廃止するものとすること。

第四 公正取引委員会の委員長等の任命要件の加重（第二十九条関係）

1 任命の日以前五年間において、資本の額が三十億円以上の株式

会社の代表権を有する役員又は事業者団体の役員であった者は、委員長又は委員となることができないものとすること。

2 国の行政機関（公正取引委員会を除く。3において同じ。）の職員であった期間が通算して二十年以上になる者は、委員長となることができないものとすること。

3 委員の任命については、そのうち三人以上が国の行政機関の職員であった期間が通算して二十年以上になる者となることとなつてはならないものとすること。

第五 損害賠償訴訟における管轄の変更（第八十五条関係）

第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟については、第一審の裁判権は、各高等裁判所に属するものとすること。



私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 部を改正する法律案（社会党案）の概要

(2) 再販の縮小		化強の罰則人法	社会党案	政府案	現行法
		<p>①本法所定の両罰規定により法人等を罰するすべての場合について罰金の上限額を現行の一〇〇倍、最高で五億円に引き上げる（なお、今国会に提出されている証券取引法改正案も法人罰金の上限額を現行の一〇〇倍に引き上げることとしている）。</p> <p>個人事業主については、両罰規定に係る罰金の上限を現行通りとする。</p> <p>②物件提出命令違反を両罰規定の対象に加える。</p>	<p>①私的独占、カルテル等の禁止行為違反（八九条）のみ法人罰金の上限を現行の一〇〇倍、一億円とする。</p> <p>個人事業主についても両罰規定に係る罰金の上限を法人と同一に引き上げる。</p>	<p>①両罰規定により法人等（個人事業主を含む）を罰する場合の罰金の上限は、実際の行為者に科せられる罰金刑の上限と同じく最高五〇〇万円である。</p> <p>②物件提出命令違反は両罰規定の対象とならず行為者のみに一〇万円以下の罰金が科せられる。</p>	<p>①両罰規定により法人等（個人事業主を含む）を罰する場合の罰金の上限は、実際の行為者に科せられる罰金刑の上限と同じく最高五〇〇万円である。</p> <p>②物件提出命令違反は両罰規定の対象とならず行為者のみに一〇万円以下の罰金が科せられる。</p>
		<p>再販価格維持を許容する範囲を委員会の指定する著作物（新聞、書籍その他の出版物とし、CD・レコード等を含めない趣旨である）に限る。従来の指定再販制度は廃止する。</p>	<p>（公正取引委員会は現在の指定再販品目である一般用医薬品・大衆化粧品及びCD・レコード等について再販制度の見直しを行っているが、自民党・業界の反対が強く最終決定をみていない。）</p>	<p>再販価格の拘束は不公正な取引方法に該当し禁止されるが、消費者が日常使用する商品等で委員会の指定するもの及び著作物については適用除外（現在の指定再販品目は一般用医薬品・大衆化粧品のみ。独禁法上の著作物にCD・レコードが含まれるか否かは明確にされておらず議論のあるところである。</p>	<p>再販価格の拘束は不公正な取引方法に該当し禁止されるが、消費者が日常使用する商品等で委員会の指定するもの及び著作物については適用除外（現在の指定再販品目は一般用医薬品・大衆化粧品のみ。独禁法上の著作物にCD・レコードが含まれるか否かは明確にされておらず議論のあるところである。</p>

取 委 員 長 の 等 の 選 任 基 準	(3) 特 定 の 不 正 取 引 の 禁 止	社 会 党 案	政 府 案	現 行 法
<p>①委員長及び委員は、その発令前五年において、会社（資本金が三〇億円を超えるものに限る）の代表権のある役員又は事業取扱委員長等の選任に当たる。</p> <p>②委員長及び委員は、その発令前五年における、会社（資本金が三〇億円を超えるものに限る）の代表権のある役員又は事業取扱委員長等の選任に当たる。</p>	<p>現行の一般指定により不公正な取引方法とされている行為類形のうち、共同ボイコットと再販に直罰をかけるものとする。罰則の水準は、行為者に対して三〇〇万円以下の罰金（共同ボイコットと再販を内容とする国際的協定等は、二五〇万円以下の罰金）とする。両罰規定の対象とする。</p> <p>共同ボイコットと再販については排除措置、排除措置違反に対する罰則と上記の直罰を併せて科すこともあらう。また、事業者が排除勧告を応諾した場合でも刑事告発の対象にはなりうる。</p> <p>なお、共同ボイコットと再販以外の一般指定はそのまま残すことを想定している。</p>	<p>現行の一般指定により不公正な取引方法とされている行為類形のうち、共同ボイコットと再販に直罰をかけるものとする。罰則の水準は、行為者に対して三〇〇万円以下の罰金（共同ボイコットと再販を内容とする国際的協定等は、二五〇万円以下の罰金）とする。両罰規定の対象とする。</p> <p>共同ボイコットと再販については排除措置、排除措置違反に対する罰則と上記の直罰を併せて科すこともあらう。また、事業者が排除勧告を応諾した場合でも刑事告発の対象にはなりうる。</p> <p>なお、共同ボイコットと再販以外の一般指定はそのまま残すことを想定している。</p>	<p>委員会の指定する不公正な取引方法を禁止している（現行の一般指定では一六の行為類型が指定され、他に教科書・海運関係等の特殊指定がなされている）。</p> <p>不公正な取引方法に対しては排除措置が取られ、これに従わない者には二年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられる。</p>	<p>委員会の指定する不公正な取引方法を禁止している（現行の一般指定では一六の行為類型が指定され、他に教科書・海運関係等の特殊指定がなされている）。</p> <p>不公正な取引方法に対しては排除措置が取られ、これに従わない者には二年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金が科せられる。</p>
<p>公正取引委員会委員長及び委員の選任について、次の基準に該当すべきことを追加する。</p> <p>①委員長及び委員一名は、国の行政機関（公正取引委員会事務局を除く）職員の経験が二〇年を超える者であつてはならないこと。</p>	<p>委員長および委員は、年齢三五歳以上で法律又は経済に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が両議院の同意を得て、これを任命する。</p>			

		(4) 公 者団体の役員の経験があつてはならないこと。
		独禁法違反行為についての無過失損害賠償責任の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は各高等裁判所に属するものとする。審決に係る訴訟、違反行為の罪に係る訴訟については現行通りとする。
		審決に係る訴訟、無過失損害賠償責任の規定による損害賠償に係る訴訟、違反行為の罪に係る訴訟の第一審の裁判権は東京高等裁判所に属する。
(5) 止 廃 轄 管 属 専		

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 部を改正する 法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭二二法五四）

第二条（略）	改 正 案	現 行 法
②～⑧（略）		
⑨ この法律において不公正な取引方法とは、次の各号の一に該当する行為をいう。		
一 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者と共にして、次に掲げる行為のいずれかの行為をすること。		
イ ある事業者に対し取引を拒絶し又は取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。		
二 不正な対価をもつて取引すること。		
三 不正競争の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強		
②～⑧（略）		
⑨ この法律において不公正な取引方法とは、左の各号の一に該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。		
一 不正に他の事業者を差別的に取り扱うこと。		
二 不正な対価をもつて取引すること。		
三 不正競争の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強		

改 正 案

現 行 法

26

| 口 他の事業者にイに該当する行為をさせること。

| 二 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次に掲げる拘束の条件をいずれかの条件をつけて、当該商品を供給すること。

| イ 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

| 口 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

| 三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為の一に該当する行為であつて公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

| イ 不當に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

| ロ 不当な対価をもつて取引すること。

| ハ 不当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

| 二 相手方の事業活動を不适当に拘束する条件をもつて取引すること。

| ホ 自己の取引上の地位を不适当に利用して相手方と取引すること。

| ベ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を

| 不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為を為

制すること。

| 四 相手方の事業活動を不适当に拘束する条件をもつて取引すること。

| 五

| 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不當に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不适当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二十四条の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する物を買い受け販売する事業者がその物を販売する価格をいう。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその物を販売する事業者がする行為にあってはその著作物を発行する事業者の意に反して当該行為をする場合は、この限りでない。

② 公正取引委員会は、当該指定により公正な競争を阻害するおそれがある場合には、前項の規定による指定をしてはならない。

③ (略)

④ 第一項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあっては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成

第二十四条の二 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受け販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。但し、当該行為が一般消費者の利益を不当に害すこととなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあってはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

② 公正取引委員会は、左の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。

一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。
二 当該商品について自由な競争が行われていること。

③ (略)

④ 著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方たる事業者とその物の再販売価格を決定し、これを維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

⑤ 第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体を含まないものとする。但し、第八号及び第八号の二に掲げる法律の規定に基いて設立された団体にあっては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成

改 正 案

現 行 法

する者の消費の用に供する同項に規定する物を買い受ける場合に限る。

一 国家公務員法

二 農業協同組合法

三 国家公務員等共済組合法

四 三の二 地方公務員等共済組合法

五 消費生活協同組合法

六 水産業協同組合法

七 国営企業労働関係法

八 労働組合法

九 中小企業等協同組合法

十 小中企業等協同組合法

十一 八の二 中小企業団体の組織に関する法律

九 地方公務員法

十 森林組合法

十一 地方公営企業労働関係法

十二 地方公営企業労働関係法

十三 地方公務員法

十四 森林組合法

十五 地方公営企業労働関係法

十六 地方公務員法

十七 森林組合法

十八 地方公営企業労働関係法

十九 地方公務員法

二十 森林組合法

二十一 第二十九条 (略)

④ 任命の日以前五年間において、資本の額が三十億円以上の株式

会社の代表権を有する役員又は事業者団体の役員であった者は、委員長又は委員となることができない。

する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は第四項に規定する物を買い受ける場合に限る。

一 国家公務員法

二 農業協同組合法

三 国家公務員等共済組合法

四 三の二 地方公務員等共済組合法

五 消費生活協同組合法

六 水産業協同組合法

七 労働組合法

八 中小企業等協同組合法

九 地方公務員法

十 森林組合法

十一 地方公営企業労働関係法

十二 地方公営企業労働関係法

十三 地方公務員法

十四 森林組合法

十五 地方公営企業労働関係法

十六 地方公務員法

十七 森林組合法

十八 地方公営企業労働関係法

十九 地方公務員法

二十 森林組合法

二十一 第二十九条 (略)

② ③ (略)

第二十九条 (略)

⑥ 第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日以内にその旨を公正取引委員会に届け出なければならない。但し、公正取引委員会規則の定める場合は、この限りでない。

⑤ 国の行政機関（公正取引委員会を除く。次項において同じ。）の職員であった期間が通算して二十年以上になる者は、委員長となることができない。

⑥ 委員の任命については、そのうち三人以上が国の行政機関の職員であつた期間が通算して二十年以上になる者となることなくてはならない。

⑦ 委員長及び委員は、これを官吏とする。

第七十一条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二条第九項第三号の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二条第九項第三号の規定による指定は、告示によつてこれを行ふ。

第八十五条 次の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
二 第八十九条から第九十一条の三までの罪に係る訴訟
② 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟については、第一審の裁判権は高等裁判所に属する。

第八十五条 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟
三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟

第八十七条 東京高等裁判所に第八十五条に掲げる訴訟事件及び前条に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を、他の高等裁判所に第八十五条第二項に掲げる訴訟事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

第八十七条 東京高等裁判所に、第八十五条に掲げる訴訟事件及び前条に掲げる事件のみを取り扱う裁判官の合議体を設ける。

改 正 案	現 行 法
② 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。	② 前項の合議体の裁判官の員数は、これを五人とする。
第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを三百万円以下の罰金に処する。	第九十一条の二 次の各号の一に該当するものは、これを三百万円以下の罰金に処する。
一 第八条第一項第五号の規定に違反した事業者に第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為をさせるようとしたもの	一 第八条第一項第五号の規定に違反した事業者に第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為をさせるようとしたもの
二 第十九条の規定に違反して第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為をした者	二 第十九条の規定に違反して第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為をした者
第九十五条 第六条第一項又は第八条第一項第一号の規定に違反して第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的協定又は国際的契約をしたもののは、これを二百五十万円以下の罰金に処する。	第九十五条 第六条第一項又は第八条第一項第一号の規定に違反して第二条第九项第一号又は第二号に規定する行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的協定又は国際的契約をしたもののは、これを二百五十万円以下の罰金に処する。
第九十一条の四（略）	第九十一条の二（略）
一 第二十四条の二第六项の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者	一 第二十四条の二第六项の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対する本条の罰金刑を科する。	第九十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第八十九条、第九十条、第九十一条（第五号を除く。）、第九十一条の二又は第九十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
一 第八十九条 五億円以下の罰金刑	一 第八十九条 五億円以下の罰金刑
二 第九十一条又は第九十一条の二 三億円以下の罰金刑	二 第九十一条又は第九十一条の二 三億円以下の罰金刑
三 第九十一条の三 一億五千万円以下の罰金刑	三 第九十一条の三 一億五千万円以下の罰金刑

四 第九十五条（第五号を除く。）又は第九十五条の四 二億円

以下の罰金刑

五 第九十四条又は前条第四号 一千万円以下の罰金刑

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務または財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第八十九条 五億円以下の罰金刑

二 第九十条又は第九十五条の二 三億円以下の罰金刑

三 第九十五条の三 二億五千万円以下の罰金刑

四 第九十五条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十五条の四第一号、第二号、第五号若しくは第九号 二億円以下の罰金刑

③（略）

第九十六条 第八十九条から第九十五条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

②～④（略）

第九十六条 第八十九条から第九十五条までの罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。

③（略）

②～④（略）

② 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務または財産に関して、第八十九条、第九十五条第一号、第六号若しくは第七号（第一号又は第六号に係る部分に限る。）又は第九十五条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、各本条の罰金刑を科する。

一九九一・三・三一

一、厚生年金格差是正、戦争マラリア補償等、戦後・復帰処理問題を早急に解決すること。

沖縄の抱える諸問題の早期解決 促進に関する申し入れ

一九九二年三月三一日

日本社会党沖縄総合対策委員会

委員長 山口鶴夫
事務局長 上原康助

内閣総理大臣

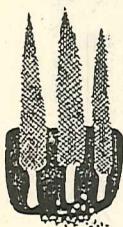
宮澤喜一 殿

本年五月十五日、沖縄は復帰満二十年の節目を迎える。この間、次にわたる沖縄振興開発計画に基づき、総合的な施策の推進と県民のたゆまざる努力によって、着実にその成果をあげつつある。
しかしながら、沖縄は、先の大戦における痛ましい戦禍と、二十七年におよぶ異民族支配等によって生じた本土との格差は今なお是正されず、復帰後においても広大な米軍基地の存在によって県民生活・振興開発等に甚大な悪影響を及ぼすなど、解決すべき諸問題が山積している。

日本社会党は、この程、沖縄調査団を派遣し、復帰二十年の沖縄の実情を視察してきたところである。その結果、少なくとも左記の事項については、復帰満二十年を迎える五月十五日までに、県民の期待に応える政府の明確な方策を示すべきであると判断し、ここに、宮沢内閣の政治決断を強く求め、右、申し入れる。

記

- 一、第三次沖縄振興開発計画の策定に際しては、沖縄県原案を最大限に尊重すること。
- 一、向こう十年間にわたり現行補助負担率を維持すること。
- 一、米軍基地の大幅な整理縮小を進めるとともに、返還軍用地に関する新たな特別措置を講ずること。



継続審議になっている国連平和維持活動

(PKO)協力法案と、国際緊急援助隊派遣法改正案に加えて、自衛隊に海外の邦人輸送の権限を与える自衛隊法改正案が提出されている。これらにたいし、朝日新聞三月十六日の社説は、【『海外派遣』に踏み出す前に】

と題して大きな危惧の念を表明している。

「問題は、改正案が、二機のジャンボ機だけではなく、自衛隊の保有機全般について、海外

の災害や内乱、国際紛争時の邦人の救出輸送に充てること

ができるようになっている点

にある。……武力行使を目的としない派遣であっても状況

次第では、これを護衛する戦

闘機や警護要員派遣の要請も

出てこよう」

「この機会に、何とか自衛隊

を海外に出せる道を作つてお

こうとする政府の姿勢に、不安を覚える。……

：今国会には自衛隊の海外派遣を盛った法案が三つ並んでいるのである」「自衛隊は本来の任務である国土防衛のほか、海外での三つの新たな組織的活動を引き受けことになる。これではもはや、自衛隊の目的、性格の変容である」「自衛隊は、外国から見れば軍隊である。外へ活動するのであれば、海外での仕事を一括する別の組織をつくつて、……

自衛隊とは、明確に区分すべきであろう」

さらに朝日新聞は三月二二日の社説で、

【カンボジアに多様な貢献を】と題して、次

のように主張している。「気がかりなのは国連平和維持活動(PKO)協力法案が成立し

ないとカンボジアでの国連活動への協力がし

にくい、という政府の姿勢である。……カン

ボジアでは、内戦で荒廃した橋や道路、農地の復興をはじめ、保健・衛生、行政組織づく

りの専門家など、あらゆる分野で日本の協力が求められて

いる。PKO協力法案が成立しなくても……最大限ながら

できるか、真剣に模索してみるべきだ。カンボジア和平の実現に努めたインドネシアのモフトタル・クスマアトマジャ前外相が、朝日新聞のインタ

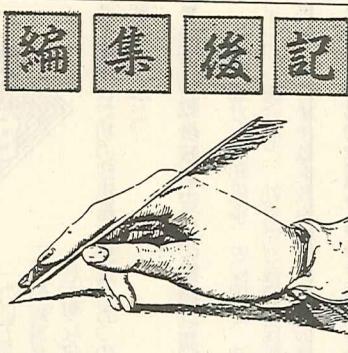
ビューに次のように述べている。『PKOに日本が自衛隊を派遣できないことは、まったく問題ではない。東南アジア

諸国連合(ASEAN)の中にも日本の自衛隊を歓迎しない国があるのだから、無理をする必要はない。それらはASEANの国々で

引き受けられるのだから、日本はほかのところで貢献すればよい』――わが党の方針はこれと基本的に同じであることを国民に理解して

もらわねばならない。

(N・H)



政策資料編集委員会

委員長 早川勝
編集委員 小野信一
元信堯
佐藤三吾
石田温井
浜谷寛
早川幸彦
河野道夫
渡辺博
佐藤敬治
菅野久光
原野人

外口玉子
新盛辰雄
松前仰
梶山篤
篠崎年子
川那辺博
佐間田勝美
石田好数
原野人

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 三〇〇円

年間購読料 五一円

普通 四一〇〇円(前納)

郵便振替 東京8-80821
又は

大和銀行 衆議院支店

日本社会党政策審議会

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年の総選挙までの、社会党が提起した主要な政策、法案を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣からの講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反イノフー・国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開くための問題提起である。

■監修

多賀谷真穂
堀 昌雄
鳴 崎 譲
北山 愛郎
武藤 山治

「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)
第二部 高度成長の時代
(一九五〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九六〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年から一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年から一九九〇年)

〔資料〕歴代委員長・書記長・政審会長一覧



体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

May 1992

No. 308

Foreword ; MOTONOBU Takashi, Vice Chairperson of the Policy Board

Documents ;

Comment on the Approval of the National Budget of 1992 Fiscal Year

in the House of Representatives

Comment on the Assistance for the Peace and Restoration in

Cambodia

The Youth Farmers' Support Bill(Summary)

The Bill of the Revision of the Anti-trust Law Proposed by SDPJ

政策資料 5月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857